平成２７年（フ）第９７０号
京都市伏見区中島中道町135番地
債務者　カラオケ夢こと金森節子こと　李　未順
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７１号
京都市右京区嵯峨野芝野町27番地１　嵯峨野ハイツ307号室
債務者　林　　雅一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７２号
京都市右京区嵯峨野芝野町27番地１　嵯峨野ハイツ307号室
債務者　林　　孝栄
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６１号
大阪府富田林市若松町２丁目11番８―103号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８７号
大阪府富田林市五軒家１丁目15番15号
債務者　尾崎　健司
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９８号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番33号
債務者　横山　旬子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２８号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁165番地２　国土コーポ諏訪森Ｂ棟303号
債務者　宮崎　一巴
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
香川県観音寺市流岡町189番地３
債務者　岸岡　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２４５号
高知市鴨部３丁目26番21号　ハイツかもべ203号
債務者　橋本　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４８号
群馬県太田市新田瑞木町７番地５
債務者　鈴木　昭広
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２０３号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字中町31番地１　モアグレース今伊勢Ⅱ304号
債務者　小森　一憲
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６７号
愛知県稲沢市西町２丁目５番５号　アタンドル102
債務者　日紫喜登美代
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６８号
愛知県稲沢市西町２丁目５番５号　アタンドル102
債務者　小島　月子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２８１号
愛知県江南市古知野町高瀬31番地
債務者　長谷川恭久
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７１号
奈良市法華寺町1217番地の５　ハイツすずき101号
債務者　東　　淳也
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８０号
奈良市大宮町４丁目240番地の１　キャピタル新大宮602号
債務者　東　　寛幸
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１５号
香川県高松市川島東町758―27、住民票上の住所香川県さぬき市志度886番地２
債務者　和田　栄二
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３６号
香川県高松市太田上町1026番地　レオネクストクラインガルテン211
債務者　藤岡　猛彦
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係